

久留米市社会福祉協議会中期経営計画 (改訂版)

社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会

久留米市社会福祉協議会中期経営計画（改訂版）

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	P	1
2	計画の見直しの方針	P	1
3	計画の位置づけ	P	2
4	計画期間	P	2

第2章 基本理念、基本方針

1	基本理念	P	3
2	基本方針	P	3

第3章 現状と課題及び今後の取り組み

1	本会を取り巻く状況		
(1)	国の状況	P	4
(2)	本市の状況	P	4
2	本会の現状と課題及び今後の取り組み		
(1)	主要事業	P	5
ア	地域福祉活動の推進支援	P	5
イ	相談・支援	P	11
ウ	権利擁護	P	16
エ	在宅福祉サービス	P	20
オ	災害への対応	P	23
カ	情報の発信・広報	P	26
(2)	事務局体制	P	29
ア	組織	P	29
イ	職員	P	31
ウ	事務事業	P	32
(3)	財源	P	33
ア	財源の確保・活用	P	33

第4章 計画の推進

1	計画の推進体制	P	35
2	計画の進行管理	P	35

久留米市社会福祉協議会中期経営計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

○社会福祉協議会は、社会福祉法の規定により、社会福祉事業経営者及び社会福祉に関する活動を行う者により構成されています。また、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」等の事業を行っており、他の社会福祉法人とは異なった機能を持っています。

○久留米市社会福祉協議会（以下「本会」という）は、昭和31年の設立以来、市域の地域福祉を推進するために、行政と連携するとともに、「久留米市地域福祉活動計画」を策定し、校区社会福祉協議会（以下「校区社協」という）をはじめとするコミュニティ組織、民生委員・児童委員など地域福祉関係者との協力のもと、様々な事業を展開して来しました。

○近年は、貧困、虐待、孤立死、自殺、DV被害、ホームレスなどの社会問題が深刻化するとともに、様々な生活課題を抱える人や世帯も増えています。このような現状に対応するために、令和2年度（2020年度）を初年度とする「久留米市地域福祉活動計画」を「くるめ支え合うプラン」として、「久留米市地域福祉計画」と一体的に策定しました。

○新たな時代の要請に応えていくためには、本会の将来にわたる自立的かつ安定的な運営が必要です。そのために、本会の目指すべき方向を示すとともに組織基盤、財政基盤を強化することを目的として、中期的な経営計画を策定します。

○また、この計画を策定することにより、本会はもとより、地域住民、関係団体と本会の目指すべき方向を共有化し、地域との協働の強化を図ります。

2 計画の見直しの方針

○今般の新型コロナウイルス感染拡大は、多くの方が、失業、休業、廃業など、経済的な困窮状態に陥るとともに、人と人がつながることが難しくなることにより、孤独・孤立問題が深刻化するなど、私たちの日常生活は、大きな影響を受けています。

○このような状況の中でも、支援を必要とする方に適切な支援をつなげるとともに、「支える側」、「支えられる側」という関係を越え、みんなでみんなを支え合う活動が、新たに始まっています。

○引き続き、これまでの取組を進めるとともに、社会情勢の変化を踏まえながら、「地域共生社会の実現」をさらに推進するため、計画の後半期間（令和５年度から令和７年度）に、以下の３項目の視点で見直しを行います。

【見直し項目】

(1)多様な主体と連携した地域福祉活動展開

見直しを行った箇所

ア 地域福祉活動の推進事業

（エ）興味や関心事を軸として集う市民グループとの連携

(2)ポストコロナに向けた福祉教育の取り組み

見直しを行った箇所

ア 地域福祉活動の推進事業

（オ）地域福祉を担う人材の育成

(3)新たに顕在化してきた生活困窮者支援に向けた取り組み

見直しを行った箇所

イ 相談・支援

（ア）組織内の情報を支援活動に活かす

3 計画の位置づけ

本会の役割及び事業のあり方と実施体制などについての方向性を示し、持続性のある安定的な経営を行うために、本会経営の基本となる中期的な計画と位置づけます。

あわせて、「くるめ支え合うプラン」の実効性を高めるための計画でもあります。

4 計画期間

「くるめ支え合うプラン」（久留米市地域福祉活動計画）との整合を図るため、令和２年度（2020年度）から令和７年度（2025年度）までの６年間とします。

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念

地域共生社会の実現に貢献する

2 基本方針

(1) あらゆる生活課題への対応

地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。

ア 相談・支援体制の強化

これまでの実績を活かし、総合相談・生活支援の取り組みを一層強化します。

イ アウトリーチの徹底

これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を活かし、アウトリーチ（地域に向いて行くこと）を徹底します。

ウ 多機関協働の中核として役割発揮

本会が社会福祉関係者の協議体であるという特性を活かし、多機関連携の中核となって、複雑化、多様化した生活課題を制度の狭間に落とすことなく対応します。

(2) 地域のつながりの再構築

地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・NPO団体、社会福祉法人・福祉施設などの地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

(3) 地域から信頼される組織づくり

市との強固なパートナーシップのもと、職員育成や活動財源の確保に努め、適正な事業運営と説明責任を果たします。

第3章 現状と課題及び今後の取り組み

1 本会を取り巻く状況

(1) 国の状況

○かつては、家庭・地域・職場など様々な場面での支え合いが、人々が生活していくうえで、よく機能していました。しかし、少子高齢化や人口減少の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化、人々の移動性、流動性の高まり等により、これまでの支え合いの基盤が弱まってきました。

○従来の福祉政策は、起こり得るリスクや課題を想定し、対象者別の制度を発展させてきました。しかし、昨今は様々な生活課題が絡み合って複雑化したり、個人や世帯でいくつもの分野の課題を抱えていたり、あるいは既存制度の狭間でセーフティネットからこぼれ落ちるといった状況が見られるようになってきています。対象者別に整備された公的支援だけでは対応が困難なケースが顕在化しています。

○丸ごと相談（断らない相談）、地域共生に資する取組みの促進、必要とする人は誰でも利用できるサービスの推進が検討されています。

(2) 本市の状況

○国の動向と同様に、久留米市でも少子高齢化、人口減少が進行しています。2015年に全体の26%、約7万8千人だった高齢者人口は、2025年には1万2千人増加し、全体の30%を占めると推測されています。

○また、1世帯当たりの人員数は、年々減少しており、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は増加の一途をたどっています。

○さらに、平成30年度の市の調査によれば、近所づきあいについて、せいぜい挨拶をする程度の人が48%と半数近くを占め、校区コミュニティ活動やボランティア活動にまったく参加していない人が5割を超えるなど、地域でのつながりの希薄化が進んでいます。

○一方で、6割近くの人が市民活動に参加したいと考えており、潜在的な地域の担い手の存在がうかがわれます。

2 本会の現状と課題及び今後の取り組み

(1) 主要事業

ア 地域福祉活動の推進支援

[現状]

- 本会では、早くから小学校区ごとに校区社協を組織化し、民生委員・児童委員や地域住民等と連携して、小地域ネットワーク事業（在宅高齢者の見守り、声掛け訪問、小地域ごとのいきいきサロンの設置）を進めてきました。
- この結果、ほとんどの校区で小地域ネットワーク事業を推進する「ふれあいの会」が組織され、在宅高齢者の見守り、声掛け訪問として年間延べ 22 万回以上訪問しています。また、高齢者等の集いの場である「いきいきサロン」が市内約 300 か所に設置されています。
- 校区コミュニティ組織や自治会などが参画して、地域における支え合いの仕組みづくりを推進する「支え合い推進会議」が 46 校区すべて（令和 4 年 3 月末現在）で設置されました。
- このような一定の成果を上げている一方で、これまで校区の地域福祉活動を担ってきた、校区社協、ふれあいの会なども含め地縁組織の多くで高齢化と後継者不足が顕在化してきています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、孤立・孤独に陥る危険性の高い生活困窮者やひきこもり状態にある者、生活困窮世帯の子どもなどの存在が顕在化してきています。
- そのような中、生活困窮世帯が地域社会とつながるために食品等を持って自宅を訪問する活動や、その活動を支えるために食品や食品保管用冷蔵庫を寄付する活動など、様々な団体による支援が実施されています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国等の調査でも「地域・社会とのつながり」や「学習環境・職場環境（学び方・働き方を含む）」の項目で、「悪くなっている」と感じている人が多くなっています。

[課題]

- 校区社会福祉協議会をはじめとする地域コミュニティ組織が、「くるめ支え合うプラン」の趣旨を踏まえたうえで、各校区の実情に則した活動を計画的に展開できるように支援する必要があります。
- 地域における見守り訪問活動の対象者が高齢者に偏っており、高齢者以外の人に必要な支援が行き届いているとは言えません。すべての人が孤立せず、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、見守りや支援の対象を広げる必要があります。
- 地域福祉の推進をまちづくりと一体的に進める必要性が大きくなっており、現行の校区社協を基盤とした見守り、支え合いの仕組みづくりの支援に加え、自治会等のコミュニティ組織、いわゆる「まちづくり」を担う住民組織に、さらなる地域福祉推進への参画を促すことも必要です。
- 校区社協や校区コミュニティ組織といった従来の地縁型組織に加え、興味や関心事を軸として集う市民グループや経済団体等が、それぞれに連携し、地域福祉の活動に参加できるように支援していくことも必要です。
- コロナ禍においても、児童、生徒、学生を含む若い世代の社会福祉への関心と理解を深める教育、家庭や地域への福祉意識の啓発、地域福祉を担う人材の育成の強化に取り組む必要があります。

[今後の取り組み]

(ア)「くるめ支え合うプラン」の地域展開

- ・地域に対し「くるめ支え合うプラン」を積極的に周知するとともに、各校区で作成する「校区福祉活動計画」の策定・見直しを支援します。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
校区社協等を通じた計画周知	本冊子、概要版等を活用し周知説明	→				
校区福祉活動計画の策定・見直し支援	策定手引きの作成					
	策定・見直し支援		→			
	10 校区	30 校区			46 校区着手	

(イ) 見守りや支援の対象者を広げる

- ・これまで支援の中心だった高齢者に加え、子ども、障害者、生活困窮者などの個別且つ複合・狭間の事例を通して、関連する行政の部署や学校、NPO 法人等と情報を共有し、協力して支援します。
- ・校区社協やふれあいの会、支え合い推進会議等が地域住民を対象に行うボランティアスクール等の学習会などを通して、地域住民に支援を必要とする様々な人や世帯の現状と課題への理解を促します。
- ・ふれあいの会等による見守りや、訪問活動の充実・強化、いきいきサロンの設置を支援します。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
CO※による個別ケースと関係機関、地域住民との関係づくり						
	関係機関と連携し、伴走支援※を継続するとともに、地域住民による見守り活動に繋げることで個別ケースの地域参加を促す。					
ボランティア スクール等の 実施	各校区 2 回					
延べ訪問回数 拡大 (H30 年度： 226,650 回)	44 校区 248,650 回	46 校区 259,650 回	46 校区 268,650 回	44 校区 243,000 回	45 校区 246,000 回	46 校区 249,000 回
いきいきサロ ンの設置支援 (R2.2: サロン 数/315 か所)	サロン数 325 か所	335 か所	345 か所	300 か所	305 か所	310 か所

※CO：各校区の地域福祉活動の支援を担当するコーディネーターを指す。以下同じ。

※伴走支援：支援者が課題を抱える人に寄り添いながら支援をおこなうこと。

(ウ) コミュニティ組織との新たなネットワーク化

- ・ 支え合い推進会議を通して、各団体の活動や課題を共有し、団体同士の関係を深め、困っている人と支援者を繋げる関係づくりを進めます。
- ・ 団体同士の関係を深める中で、地域の絆づくりに繋がっている、既存の様々な活動や取組みを見つけ、広く周知することで、同様の活動や取組の普及に努めます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
困っている人と 支援者を繋げる 関係づくり	生活支援活 動の立上げ 2 か所程度					▶
地域の絆づくり の促進	地域の活動 や取り組み の顕彰等の 検討	顕彰、広報 紙等での紹 介				▶

(エ) 興味や関心事を軸として集う市民グループや経済団体等との連携

- ・ 共通の興味や関心ごとにより集まっている市民グループや経済団体等に対し、地域の行事や研修会等への参画を促し、地域での活動の展開につなげます。
- ・ 地域福祉活動への様々な参加・連携・協力の在り方を周知し、市民グループや経済団体等の連携による地域での福祉活動の展開につながるよう支援していきます。
- ・ 好事例が生まれた市民グループの活動内容を地縁組織やその他の市民グループへ周知し繋がり循環を広げます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
市民グループ や経済団体等 との連携	市民グルー プや経済団 体等の情報 収集、把握、 関係構築					▶
	地縁組織と の繋ぎ支援		▶	好事例の周 知と普及		▶

(オ) 地域福祉を担う人材の育成

- ・ 各種行事や研修（社会福祉大会、ボランティアフェスティバル、校区社会福祉協議会交流学習会、ふれあい福祉相談員研修、サロン運営者研修など）で、住民参加による地域福祉活動の目的や重要性を訴え、地域福祉への理解を深めます。
- ・ 地域に根づいた福祉教育の充実のため、これまでの小中高等学校への福祉教育

協力校の指定から、校区社協等と学校の協働による福祉教育の展開支援へのシフトを図ります。

- ・子どもたちの普段の生活にかかわりの深い PTA 等との連携を強化し、コロナ禍でも継続して実施できる福祉教育を積極的に進めます。
- ・企業等への働きかけを強化し、協働して、社会人の福祉学習の機会づくりに取り組みます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
各種研修や行事の実施	社会福祉大会、ボランティアフェスティバル、校区社協会長研修等					
地域と学校・PTA との協働の支援	C0 とボランティアセンターが連携し、校区社協等と学校・PTA が協働して行う福祉教育の取り組みを支援する。毎年度 1～2 校区を目途に支援する。					
社会人の福祉学習の支援	企業、団体等への働きかけ					

イ 相談・支援

[現状]

- 地域福祉課の担当コーディネーターが地域に出向き活動するなかで気づく課題や受ける相談がある一方、ふれあい福祉相談、生活福祉資金貸付相談等の窓口は生活支援課が所管しています。
- 各種・各機関の相談窓口が専門化する一方、複合的な課題や制度の狭間にあり、個々の相談窓口では対応が難しいケースが増えています。
- 「複合・狭間の課題」が増え、課題解決に横断的な対応と長い時間を要するため、専門職や専門機関だけでは十分な対応が難しくなっています。
- 地域には様々な理由により、相談をすることが出来ない、あるいは、相談をしようとならない人がいます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金特例貸付事業の受付を令和2年3月から令和4年9月末日まで実施し、市内で12,395件、4,624,959,000円の申請を受け付けました。
※生活福祉資金事業の実施の役割等について
貸付実施主体：都道府県社会福祉協議会
貸付相談窓口：市区町村社会福祉協議会

[課題]

- 本会で相談や地域支援あるいは介護事業を担当する所管が得た情報を、支援活動に有効に活かせる組織にする必要があります。
- 個別の相談窓口では対応しきれないケースについて、本会の担当コーディネーターと各種専門機関が連携し、本人や世帯の個々の状況に応じた、継続的で柔軟な対応を行っていく必要があります。
- 専門職や専門機関による個別ケースへの支援は、課題等が一定軽減した段階で、地域住民による見守りや支え合いに移行することが一般的ですが、移行に向けて、ケースと地域住民との関係の再構築を図るなど、地域へのきめ細かな働きかけも必要です。
- 校区社協やふれあいの会、民生委員・児童委員といった地域住民に身近な人々の活動により発見される要支援者の情報（困りごとや課題）を担当コーディネータ

一が速やかに把握する必要があります。

○生活福祉資金特例貸付相談支援事業で対象となる世帯は、所得の低い状態が継続しており、確実に支援につなげていくことが必要とされています。

[今後の取り組み]

(ア) 組織内の情報を支援活動に活かす

個別支援を行う際、適切な支援につなぐため、必要に応じ、本人及び関係する機関等の同意を得たうえで、本会内での情報共有を進めます。

- ・地域福祉課の担当コーディネーターが、生活支援課のケース検討会議に出席し、相談等で得られる情報を活動に活かします。
- ・在宅福祉課が行う介護保険の認定調査時に得られた、対象者の住環境の状態や、困りごとや悩みなどの情報を地域福祉課の担当コーディネーターが共有します。
- ・生活福祉資金特例貸付の借受人に対する相談支援体制を強化していくとともに、個別支援が必要な世帯に関して、地域福祉課と情報共有し、支援につなげていきます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
地域福祉課と 生活支援課の 情報共有化	GO がケース 検討会議に 参加					▶
地域福祉課と 在宅福祉課の 情報共有化	体制協議	ケース検討 会議の実施				▶

(イ) 継続的で柔軟な対応を行っていく

「複合・狭間の課題解決」に向け、本会が多機関連携の中核となって関係機関をつなぎ、様々な分野の情報共有・連携を進め、「重層的な支援体制」「断らない相談体制」を構築します。

- ・様々な個別課題について、関係機関、関係する地域住民、当事者等が解決に向け協議する重層的支援会議及び支援会議を開きます。
- ・これまで本会では取り組みの少なかった「ひきこもり」や、いわゆる「ゴミ屋敷」といわれる課題についても、当事者や関係機関等と連携して対応していきます。
- ・どの制度にもつながらない「制度の狭間の課題」をもつ人や世帯に対しては、

ライフレスキュー事業※やインフォーマルな地域資源などを活用して課題の解決を図ります。

- ・社会福祉法人には「地域貢献の取組」が求められていることから、本会の主導によるライフレスキュー事業において市内の社会福祉法人をネットワーク化し、様々なケースに対し協働して支援ができる体制を整備します。

※ライフレスキュー事業：市内の社会福祉法人の参加により、法人の知識やスキルと活用して地域で発見される個別ケースの課題を協働し、解決を図る取り組み。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
重層的支援会議及び支援	12 回					
ひきこもり等の新たな課題への対応	当事者、関係機関等との意見交換	支援方法の検討		検討による「居場所づくり」「生活環境改善」など必要な支援（支援制度の創設など）の仕組みをつくる。		
「制度の狭間の課題」をもつ人や世帯に対する支援	ライフレスキュー事業の活用					
社会福祉法人のネットワーク化 (R2. 2:32 法人)	ライフレスキュー事業 久留米連絡会 参加法人数 35 法人	37 法人	39 法人	32 法人	34 法人	36 法人

(ウ) 地域へのきめ細かな働きかけ

- ・地域福祉の推進に関する住民同士の話し合いの場（支え合い推進会議、校区社協役員会、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会など）や支援関係機関や自助グループ等が開催する話し合いの場に参加し、住民間の情報共有、支え合う関係づくりの促進、課題解決力の向上を図ります。
- ・関係機関等と協力して、中心となる支援機関や役割分担を記載した支援計画を作成し、情報共有しながら、計画的な支援を行います。
- ・課題を抱えた当事者が地域に溶け込み、自分らしい生活を営めるよう地域活動への参加を促すとともに、自治会やふれあいの会、民生委員・児童委員等に見守りや声掛けの協力を求めながら、住民とともに伴走型の支援を行います。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
住民同士の話し合いの場に 参加	各 CO が 適時参加					
支援関係機関 や自助グルー プ等が開催す る話し合いの 場に参加	各 CO が 適時参加					
個別支援計画 の作成	年間 20 件程度	CO 一人につき担当できる件数は限られるため、関係機関等との連携の中で他の機関へ移行するケース、主に市社協が担当するケースを決める。				
個別支援ケー スの伴走支援	CO 1 人につ き数件担当	個別支援計画の作成により、主に市社協が担当するケースについては、支援終了後も繋がりを持続し、状況把握のうえ、必要な支援を行えるよう伴走する。				

(エ) 要支援者の情報を速やかに把握する

- ・民生委員・児童委員、ふれあいの会などによる見守り訪問活動を全校区に広げ、身近な地域で、お互いに気づき合い、見守り合える関係づくりを進めます。
- ・近隣世帯の小さな変化から課題や困りごとに気づき、担当コーディネーターや相談窓口につなぐことができる住民を増やすため、地域住民を対象とした学習会、研修会等を校区社協等とともに実施します。
- ・担当コーディネーターは、住民同士の話し合いの場（支え合い推進会議、校区社協役員会、ふれあいの会班長会、地区民生委員児童委員協議会など）に参加し、地域や個別の世帯等の困りごとや課題の把握に努めます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
見守り訪問活動全校区普及	2 校区普及 (計 44 校区)					2 校区普及 (計 46 校区) 全 46 校区普及
校区の実情に応じた学習会の企画支援	各校区 2 回					→
住民同士の話し合いの場に参加（再掲）	各 CO が 適時参加					→

ウ 権利擁護

[現状]

○本会は、認知症、知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分となった方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、法人後見事業、久留米市成年後見センター運営事業（市からの委託）、日常生活自立支援事業（県社会福祉協議会からの委託）を行っています。

○法人後見事業は、高額な財産を所有せず、他に適切な成年後見人等が得られない方を対象として、約 30 件を受任し支援を行っています。

○久留米市成年後見センターは、成年後見制度の普及・啓発を進めるとともに、同制度に関する総合相談及び利用支援を行っています。

○日常生活自立支援事業は、約 160 名のサービス利用者の自立に向けた福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援を行っています。なお、認知症高齢者はもとより、精神障害者の利用契約者が増加傾向にあり、利用者数は 5 年前の 1.5 倍で、今後も年々増加していくことが予想されます。

[課題]

○認知症高齢者等の増加により後見制度の需要が高まり、後見人等となる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）の不足が見込まれます。しかし、本会の法人後見事業は報酬があまり見込めないこと、新たな人材の確保が難しいことなどから、事業運営の面から厳しくなることが予想されます。

○同じ市民として地域で寄り添う市民後見人が新たな制度の担い手として期待されています。法人後見事業を行っている本会は、将来的に市民後見人として個人受任が可能となる体制整備に向けた取り組みを市と連携して行う必要があります。

○成年後見制度利用促進法に基づき、中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備が計画されています。市が設置する中核機関について、現在、成年後見センターの運営事業を受託している本会が、その役割を果たすことを視野に入れる必要があります。なお、中核機関を受託した場合は、受任者調整や後見人支援などの新たな業務への対応及びセンター機能の強化が求められます。

○年々増加している日常生活自立支援事業の利用契約者に適正なサービスを提供するため、今後の安定した事業運営に向けた体制整備が必要です。

[今後の取り組み]

(ア) 法人後見事業

本会に対する社会的な信頼性、多機関連携や地域での見守りによる支援、日常生活自立支援事業との連携など、本会が法人後見を行う意義を踏まえ、法人後見事業は本会の自主的な権利擁護に関する事業として継続します。

- ・市の成年後見制度利用支援事業※の利用等により収入の確保に努めるとともに、他社協の事例も参考に持続的に法人後見が出来るような仕組みの検討を行います。

※成年後見制度利用支援事業：成年後見制度の利用促進のため、生活保護受給者等を対象に成年後見の申し立て費用や成年後見人の報酬等を補助する事業

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人後見事業の 安定的な実施	法人後見事 業体制の見 直し					→
受任件数	30 件			20 件		→

(イ) 市民後見人の育成

- ・市が主催する市民後見人養成講座及びフォローアップ研修を受託し、市民後見人の養成を促進します。
- ・本会の法人後見支援員の業務内容を見直し、将来的に市民後見人として単独受任できるように、実務能力の向上に努めます。
- ・市民後見人が個人受任した場合には、本会が後見監督人として支援できるよう、職務遂行能力の習得など体制整備に努めます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
市民後見人の養成	養成講座等の実施					→
法人後見支援員の 実務能力の向上		法人後見支援員の育成	法人後見実施要綱の見直し			→
後見監督人能力の習得						
市民後見人				1 名	2 名	3 名

(ウ) 中核機関業務の受託

- ・これまで行ってきた法人後見や成年後見センター業務での経験を基に、中核機関業務の受託に向け、受任者調整や後見人支援等についての調査研究や必要なスキルの習得を行います。
- ・役割が付加されることに伴い、業務量や専門性が増加するため、より効率的な運営に努めます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
中核機関業務の受託	中核機関業務の調査研究、スキル習得	中核機関の業務を受託				→
運営の効率化						→
相談件数		450 件	475 件	500 件	525 件	550 件

(エ) 日常生活自立支援事業

- ・利用契約者数に応じた日常生活自立支援専門員を確保するため、事業の委託元である県社会福祉協議会と体制整備についての協議を行います。
- ・利用契約者が他自治体と比べて多いという本市の特性を踏まえ、日常生活自立支援専門員について、市に対して更なる支援の要請を行います。
- ・利用契約者の判断能力低下及び課題に応じて、適切な事業利用ができるよう、必要に応じて、関係機関とともにケース会議を実施します。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
事業実施体制 の整備	県社協との 体制協議 (専門員 1 名増)		市との協議 (専門員 1 名増)			
ケース会議の 実施						→

エ 在宅福祉サービス

[現状]

- 本会では、本所で市の受託事業である要介護認定調査業務を、田主丸町の「福祉会館あおぞら」で介護保険事業・障害福祉サービス事業を行っています。
- 本所の要介護認定調査業務については、田主丸町・草野校区・大橋校区以外の地域を対象に、職員数に見合った調査件数を担当していますが、今後、職員の退職等により業務量は漸減していきます。
- 「福祉会館あおぞら」では、平成 17 年 2 月 1 市 4 町社協の合併にともない、当分の間、継続実施となった旧田主丸町社協の介護保険事業（居宅介護支援・訪問介護（総合事業含む）・通所介護（総合事業含む）と障害福祉サービス事業を、田主丸町のみをサービス提供エリアとして実施しています。
- 介護保険事業を実施する事業所が増え、求人・求職者数のアンバランスから職員の確保が厳しい状況です。人手不足が慢性化しており、処遇改善を行っているものの、必要な人材の充足には至っていません。改正介護保険法による報酬額の改定や要支援者の総合事業への移行等の影響を受け、平成 30 年度から令和 2 年度まで 3 年連続で事業の実質収支はマイナスとなりました。

[課題]

- 今後、職員の定年退職により、要介護認定調査業務従事者が減っていくため、市からの業務受託が難しくなってきます。また、令和 3 年度からは、居宅介護支援（要介護認定調査を含む）業務を行う事業所の管理者には、主任介護支援専門員の資格を有する者を配置することが義務付けされます。（令和 9 年 3 月 31 日までの経過措置あり）本会においては、資格所持者が限られていることから、主任介護支援専門員の配置を検討する必要があります。
- 介護保険事業・障害福祉サービス事業に従事する職員の高年齢化が進んでいるため、今後、十分なスキルを保有した職員が退職し、さらに、人手が足りない状況となれば、利用者の受け入れが減り、利用料収入が減るという悪循環が起き、事業経営が益々厳しくなることが想定されます。

[今後の取り組み]

（ア）要介護認定調査業務の整理

- ・要介護認定調査業務については、市と将来展望についての協議を行い、業務を担当する職員の年齢構成を基に、業務受託をいつまで継続するか目途を設定し

ます。

- ・主任介護支援専門員の配置について猶予期間を考慮しながら、資格を持つ職員の状況を踏まえ、今後の体制について検討します。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
要介護認定調査業務の受託の 目途設定	市との協議	継続受託年度の 目途を決定	目途年度に 向けた体制の 構築			
主任介護支援 専門員の配置 の検討						
(参考)						
調査件数	4,080 件	3,120 件	3,120 件	2,640 件	2,400 件	1,680 件
調査員数	正規：3 名 嘱託：4 名	正規：3 名 嘱託：2 名	正規：3 名 嘱託：2 名	正規：3 名 嘱託：1 名	正規：2 名 嘱託：2 名	正規：1 名 嘱託：2 名

(イ) 介護保険事業経営の方向性の決定

- ・令和5年度中に決定する方向性に基づき、理事会及び評議員会の決議を得て、具体的な手続きを進めていきます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人材の確保	雇用形態の 見直し 資格取得制 度の検討 外国人介護 職員採用の 研究	資格取得制 度の創設 外国人介護 職員採用の 研究結果を 具体化	→	方針に沿っ た事務事業 を実施		→
利用者の確保	地域内行事 等への参加 年 7 回 自主事業 年 3 回⇒	年 10 回 年 5 回	年 12 回 年 6 回	方針に沿っ た事務事業 を実施		→
サービス提供 エリアの拡大	サービス提 供エリアの 見直し検討	サービス提 供エリア見 直し検討結 果を反映	→	方針に沿っ た事務事業 を実施		→
事業の整理に ついての検討	検討会議を 設置し検討	検討会議を 設置し検討	検討会議が 検討結果を 報告	介護保険事 業について の方針を決 定 方針に沿っ た事務事業 を実施		→

オ 災害への対応

[現状]

○近年は自然災害が各地で頻発しています。久留米市でも、集中豪雨による浸水災害が平成30年は7月に、令和元年は7月、8月に2回に起こるなど、これまででは考えられないような頻度で災害が起こっています。

○災害の頻発や長期化に備えて、平成30年度には一般ボランティアも災害ボランティアセンターの運営に関われるよう、運営マニュアルを改訂し、令和元年度には学生ボランティアを運営スタッフに加えた設置・運営訓練を行いました。

○発災直後には、被災状況の把握ができなかった平成30年の状況を踏まえ、令和元年度から災害発生時に各校区の被災状況について、校区コミュニティ組織が集約した情報等を、校区社会福祉協議会を通して把握し、その情報に基づいて社協職員が現地調査を行い、いち早く被災状況とボランティアニーズの概況を把握する体制をとっています。

○市は、災害時の避難行動に支援が必要な人からの登録申出により、避難行動要支援者名簿を作成し、地域と情報を共有するため、校区社会福祉協議会等の校区コミュニティ組織などに提供しています。

[課題]

○災害ボランティアセンター運営の長期化に対応できる本会体制の構築と、災害時に、公共交通網や道路網が遮断されることも想定した業務執行体制を検討する必要があります。

○避難行動要支援者に対する具体的な支援について、地域（校区コミュニティ組織、自治会、校区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等）や福祉事業者等と連携して検討し、普段からの地域でのつながり、絆づくりを進める必要があります。

[今後の取り組み]

（ア）災害ボランティアセンター運営と本会の業務執行体制の確保

いつ、災害が起こっても、久留米市の要請に基づいた災害ボランティアセンターの設置・運営をはじめ、災害支援が安定的かつ継続的に行えるよう、事前に連携体制を構築します。

・人的な支援、資機材の提供や物資等の運搬・配送などについて、NPO法人や近隣社協、大学や事業所、団体等と平常時から情報共有の場をもち、必要に応じて連携協定を結びます。

- ・災害ボランティアの事前登録を行い、研修によるスキルアップを図りながら、ボランティアの確保を図ります。
- ・総合福祉センターや周辺が被災した場合も想定し本会の業務継続計画を作成します。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
他団体との連携	大学等と協 定について 検討協議	協定締結	協定締結	情報共有会 議		→
			引き続き、大学、専門学校、企業、事業者団体等との協約締結及びその見直し等とする。			
災害ボランティ アの確保	事前登録及 び研修			災害支援団体（ハッシュ#等）が実施 する講座等への協力		
災害時の業務継 続計画の作成	プロジェク トによる 検討・作成	以降必要に 応じ見直し				→

（イ）非常時の支え合い

- ・災害時の支援が円滑かつ迅速に進むよう、避難行動要支援者名簿を活用した見守り訪問活動を促すなどして、日頃からの支え合いの活動を進めます。
- ・避難行動要支援者が実際にどのように避難すればいいのか、必要な行動や準備物などを事前に確認し、自らの避難計画となる災害時マイプランの作成を支援します。プラン作成の際に、地域住民や福祉事業者等と協議の場を設定し、災害時の具体的な連携について確認を行います。
- ・避難行動要支援者が所属する団体への防災講座等に参加し、非常時の支え合いについて、災害時マイプランの作成を通して周知、啓発に努めます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
日頃からの支 え合いの促進	見守り訪問 活動促進					
		本会及び校区社協で保管する避難行動要支援者名簿を活用し、新 たな対象者として見守りの網をかけられるよう、ふれあいの会等 と検討する。				
災害時マイブ ラン作成	プラン作成 10 件程度					
		令和 3 年度以降のプランについては、市と作成スケジュールや作 成件数等について協議の上決める。				
当事者団体の 災害学習支援				学習支援		

カ 情報の発信・広報

[現状]

○本会では、広報紙「くるめ福祉」を市内の全世帯及び主な公共施設に配布するとともに、様々な情報をホームページやFacebook、Twitter で発信しています。

○本会について、名称は聞いたことがあるが、何をしているかよく知らないという声があるなど、本会に対する市民の理解は十分とは言えません。本会や本会の取組みについて広く市民に理解いただき、信頼を得ることが本会への賛助者や地域福祉推進の支援者を増やすことにつながります。

[課題]

○多くの人に本会への理解を深めてもらえるよう、広報の内容の充実に努めるとともに、情報発信の仕方を含め、効果的な情報発信を行う必要があります。

○本会の運営や事業について信頼を得るために、遅滞なく積極的に情報を公開し、透明性を高めることが必要です。

[今後の取組み]

(ア) 計画的、効果的な広報

本会に対する住民の理解を深めるため、伝えるべき情報を、分かりやすく、タイミングを逃さず提供できるよう、計画的、効果的な広報活動に努めます。

- ・アンケートや SNS 等を活用して、住民が求めている情報を把握するとともに、本会の事務事業の流れを踏まえて広報の年間計画を作成し、タイムリーに必要な情報発信を行います。情報発信にあたっては、広報紙、SNS、マスメディアなど様々な広報媒体から、対象者に応じた媒体を選択します。
- ・情報格差をなくすため、点訳・音訳による視覚障害者への情報提供に配慮するとともに、SNS 世代ではない層への対応として、担当コーディネーターが地域の会議へ出向いた際などに、参加者へ情報提供し、その情報を地域住民へ伝えていただくようにします。
- ・本会の情報発信のさらなる充実・強化について、検討を進めます。また、研修等による職員のスキルアップを図ります。

《媒体別の取組み》

●広報紙「くるめ福祉」

- ・全戸配布の広報紙「くるめ福祉」は本会最大の PR 媒体です。編集委員会を開催し内容の充実を図るとともに、掲載紙面のレイアウト・デザインについては、専門の業者の提案を受けて、分かりやすく魅力あるものとなるよう努めます。

●SNS（Facebook、Twitter 等）

- ・タイムリーな情報発信のため、Facebook、Twitter 等 SNS による情報発信の回数を増やします。
- ・「双方向性」を活かして、発信した情報への反応を踏まえて、次の情報発信を行います。あわせて、スマートフォンユーザーの増加に対応して、スマートフォンでも閲覧しやすいホームページ作りを行います。

●マスメディア

- ・市政記者クラブを通じて、テレビ局、新聞社等、多様な媒体に積極的に情報提供を行い、マスメディアによる情報発信を行うとともに、定期的なラジオによる情報発信を行います。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
年間計画作成						→
情報格差解消						→
広報研修						→
広報紙の充実 (内容、デザイン)						→
FB、Twitter 等 の更新拡大	各課投稿数 前年 5%増		→	各課投稿数 前年並み		→
スマホ版 HP の 検討	HP 推進委員 による検討	リニューアル 版施行				
HP の閲覧者数 (R2.2: 月平均/ 延 3,338 人)	3,400 人	3,500 人	3,600 人	3,700 人	3,800 人	3,900 人
マスメディアへの情 報提供						→

(イ) 積極的な情報公開

運営の透明性を高めることが、社会における信頼につながることから、本会の運営や事業に関する情報について積極的に公開します。

- ・毎年度、ホームページ等により現況報告書、事業計画書、事業報告書を公開していますが、公開可能になれば速やかに公開し、法人情報の円滑な提供に努めます。
- ・本会の活動状況を広く周知するため、本計画や地域福祉活動計画など、本会が策定した計画を始め、久留米市社協ガイド、災害ボランティア設置運営マニュアル等、本会作成の冊子や関係書類等のホームページ上での公開を進めます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
法人情報の 円滑な提供	H P 上の公 開					→
				更新状況の 確認の徹底		→
本会活動の 周知	活動内容の 公開の充実					→

(2) 事務局体制

ア 組織

[現状]

○これまで、事務局は4課、4支所の体制で、必要に応じて関係課間の連携をとりながら、課をまたがる業務やどこの課にも直接は属さない業務への対応を図ってきました。

○様々な分野の課題が絡み合って複雑化した課題や、どの制度にも該当しない、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応を求められる例が増えてきました。

[課題]

○複雑な課題等に対応するため、各課間、あるいは本会全体の調整機能を強化する必要があります。

○新たな地域福祉のニーズに対応し、「断らない相談・支援」や課題を持つ個人や世帯への「伴走支援」を進めるため、住民が相談しやすく、かつ、事業を効果的・効率的に推進できる組織体制とすることが必要です。

[今後の取組み]

(ア) 企画・調整機能の強化

- ・複合的な課題や担当課が明確でない業務に対応できるよう、各課業務を横断して調整し、事業進捗を管理する調整機能を整備します。
- ・本会が地域福祉の分野で将来にわたり、しっかりと役割を果たすため、中長期的なスパンで本会運営について企画・調整する部署を組織的に位置づけ、本会全体の企画・調整機能を強化させます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
企画・調整機能の強化	新たな組織体制の検討	検討結果に沿った組織改編				

(イ) 新たなニーズに対応した組織の見直し

- ・「断らない相談・支援」や「伴走支援」など、新たなニーズに対応した支援を行うために現行組織の見直しについて検討します。見直しにあたっては、住民の

相談しやすさを最優先に、限られた人材を最大限に活かすという観点から検討します。

- ・当面は、どの部署に相談が寄せられても対応ができるよう、相談支援活動のための情報の共有化など、本会組織内部での連携を強化します。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
組織体制の見直し	新たな組織体制の検討	検討結果に沿った組織改編				
地域福祉課と生活支援課の情報共有化(再掲)	CO がケース検討会議に参加					→
地域福祉課と在宅福祉課との情報共有化	体制整備	ケース検討会議の実施				→

イ 職員

[現状]

○正規職員を経験年数別に見ると、介護職では、9名全員が15年以上ですが、このうち3名が令和元年度末で定年を迎えます。また、介護職以外の26人は、5年未満が11人で4割を占めています。本会職員としての経験が浅い10年未満の職員が全体の6割を占めており、30年以上の3人のうち2人は令和元年度末で定年を迎えます。今後しばらくは、経験の浅い職員の割合が高い状態が続きます。

[課題]

○経験の有無にかかわらず、本会職員には、地域において課題を的確にとらえ、地域住民や関係機関等と連携して課題を解決する役割が期待されています。このような役割をきちんと果たすためのスキルを職員に習得させる必要があります。

[今後の取組み]

(ア) 人材の育成

本会職員に求められる役割を果たすためのスキルを身につけることのできる人材育成システムを構築します。

- ・ 目指すべき目標を明確にして、日々の業務にあたることができるように「人材育成基本方針」を策定します。
- ・ この方針に沿って、求められる知識や技術を身につけ、各人が能力の向上を図っていくために、研修計画を作成し、階層別研修、専門研修などを行って、人材の育成を図ります。
- ・ 日常業務を通して実践的に行われるOJTが人材育成の基本であることから、マニュアルを整備し、効果的なOJTの実施を進めます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
人材育成基本方針策定			策定	運用		→
研修計画に沿った研修の実施	階層別研修 専門研修		作成	運用		→
OJTマニュアル整備			作成	運用		→

ウ 事務事業

[現状]

○国は働き方改革を進め、長時間労働の是正を求めています。様々な制度改正や新たな課題への対応、災害等の頻発などによる業務量の増加に伴い、時間外勤務は増えています。

[課題]

○業務量を人員に見合うよう調整するとともに、事務処理の効率化のために、ルーチンワークの検証やアウトソーシングの検討などによる事務処理方法の見直しが必要です。

[今後の取組み]

(ア) 事務事業の見直し

限られた人材と財源を最大限に活用するために、これまでの事務事業について、効率化の視点から検証し、見直しを行います。

- ・既存の事務事業について、統廃合や実施方法の見直し、必要性の精査を行います。
- ・給与計算、会計処理、税務処理、人事管理などの事務について、外部発注した場合の費用対効果やメリット・デメリットなどを検討します。
- ・ICT化による事務効率化や電気料金、保守管理をはじめとした各種契約内容の見直し等を行い、より一層のコスト縮減を進めます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
事務事業の 見直し	事務事業の 検証・見直し					
外部発注の 検討	業務整理	整理対象業 務の検証	業務委託先 の検討	検討結果に 基づく実施		
事務効率化 等による年 間削減額		1,000 千円	200 千円	200 千円	200 千円	200 千円

(3) 財源

ア 財源の確保・活用

[現状]

○本会は、久留米市の地域福祉事業の中核的担い手として、公共事業、公益的事業を進めており、久留米市や福岡県社会福祉協議会からの補助金、委託料が財源の3分の2を占めています。

○自主財源の大きなウエイトを占める共同募金配分金は全体の1割未満です。人口減少等に伴い、今後の増収は見込めない状況にあります。また、会費は、会員数、金額ともに減少しています。

[課題]

○施設の指定管理事業など、市の公募事業においては、これまでは、安定的な収入源と位置付けていましたが、維持管理コストの増大などにより収益が減少しており、公募事業への参画についての考え方を整理する必要があります。

○本会独自の活動を展開するためには、自主財源の確保が必要であり、他社協の事例等を参考に早急に検討を進める必要があります。

[今後の取組み]

(ア) 公募事業への参画

- ・現在、久留米市より3施設（総合福祉会館、田主丸老人福祉センター、三潴総合福祉センター）の指定管理者に選任され施設管理を行っています。施設運営を行うなかで生じた利益については、校区への助成金など地域活動に還元していることから、今後も利益が見込める公募事業については積極的に参画します。
- ・公募事業については、地域福祉の向上の観点とともに、安定的な収入確保を図るため採算性を注視し、事業参画の基準を作成し、応募の可否を検討します。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
指定管理者 の指定(福祉 会館・田主 丸・三潴)	施設管理施 設の効率的 運営の推進	施設管理施 設の効率的 運営の推進	次期指定管 理者応募に ついての検 討	次期指定管 理者応募に ついての準 備	次期指定管 理応募	事業検証
事業参画の 基準の作成	他団体の事例 の調査・研究			事業参画の 基準の作成		

(イ) 自主財源の確保

- ・ 社会福祉協議会会費・賛助会費収入や共同募金配分金収入は本会が地域福祉を進めていくための重要な財源であることから、地域住民に対し、本会の活動に対する理解促進を図りながら、より一層の支援を呼びかけます。
- ・ 行政からの補助金等の拡大が見込めない中で、ファンドレイジングなど、事業資金集めの手法や事業への効果等を広く学ぶとともに、住民のニーズに対応しつつ、収益をあげることができる事業の創出を図り、地域福祉活動を推進させる新たな自主財源の確保に取り組めます。
- ・ 事業内容によっては、企業が設立した財団等を含めた各種助成団体等からの財政的な支援を活用できることから、情報収集を行い積極的に活用していきます。

実施項目	スケジュール及び目標					
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
寄付や募金の増収	寄付や募金の呼びかけ強化					
新たな自主財源確保	自主財源の確保に関する調査・検討				検討結果に基づき実施	
各種助成の活用	情報収集・活用					

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、今後、本会が事業を展開していく際の基本となるものであると同時に、「く
るめ支え合うプラン」（久留米市地域福祉活動計画）の実効性を高めるための計画と位
置付けています。このことを踏まえて、本会が重点的に取り組むべき事業とそのために
必要な組織基盤について、現状と課題を踏まえ、具体的な取組みを掲げています。

本会の役職員が、本計画の内容を知悉し、その位置づけ・目標とするところを共有し、
毎年度の事業計画に反映していくこととします。

また、地域住民、支え合い推進会議などの地域コミュニティ組織、民生委員・児童委
員、社会福祉法人など、様々なかたちで地域福祉に関係する方々の理解と協力を得なが
ら、連携して取り組むことを基本に本計画を推進します。

2 計画の進行管理

毎年度、事務局各課の課題ヒアリングと各所属長の目標管理を踏まえ、計画の進捗状
況の確認を行い、必要に応じてスケジュールを更新します。

また、新たな要因が発生し計画の見直しが必要な場合は、理事会の承認を得て計画を
変更します。

なお、各年度の進捗状況について、理事会、評議員会に報告します。